

○近江八幡市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付要綱

平成22年3月21日

告示第293号

改正 平成24年10月22日告示第236号

平成30年4月1日告示第78号

令和元年7月8日告示第59号

(総則)

第1条 市長は、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国土交通省住宅局長通知）に基づき、民間建築物に使用されているアスベスト含有の有無等に係る調査（以下「含有調査」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (3) 含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベストの含有の有無及び含有量に係る調査であって、建築物石綿含有建材調査者により行われるものをいう。
- (4) 分析機関 石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧（社団法人日本作業環境測定協会公表）に掲載された機関又は同等以上の能力を有する機関をいう。
- (5) 分析方法 「JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又は同等以上の精度を有する調査方法をいう。
- (6) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公的機関が所有し、又は管理する

建築物以外の建築物をいう。

(平30告示78・一部改正)

(補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する民間建築物であるもの
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの
- (3) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けて建築されたもの
- (4) 含有調査に関して、他の国庫補助金等の交付を受けていないもの
- (5) 区分所有の建築物については、管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の議決を得ているもの
- (6) 共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意が得られているもの
- (7) 当該補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象建築物の管理者の場合で、所有者と管理者が異なる場合は、所有者の同意が得られているもの
- (8) 解体（除去）する予定がないもの
- (9) 増改築等する予定がないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物の所有者、管理者又は管理組合の代表者で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己若しくは同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれかに該当するものでないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与え
る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 前号イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（個人事業者の場合）でないこと。

(平 2 4 告示 2 3 6 ・ 全改)

(補助の回数等)

第 5 条 補助対象建築物に係る含有調査を行う場合にあつては、第 8 条の規定による補助金の交付決定後に着手し、第 2 条第 3 号に規定する分析機関で同条第 4 号に規定する分析方法により実施するものとする。

2 この要綱による補助対象建築物の補助は、1 棟につき 1 回限りとする。

3 この要綱による補助対象建築物の補助は、原則として 1 敷地 1 回限りとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、含有調査に要する経費で、分析機関に対して支払う費用とする。

2 1 検体 8 0, 0 0 0 円を限度とし、原則として 1 棟 1 検体とする。

3 施工時期が異なる場合、材料が明らかに異なる場合等に限り、1 棟 3 検体、2 5 0, 0 0 0 円を限度とすることができる。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(個人用)(別記様式第 1 号の 2 (その 1))又は誓約書(法人・団体用)(別記様式第 1 号の 3 (その 1))

(2) 誓約書の別添資料(個人用)(別記様式第 1 号の 2 (その 2))又は誓約

書の別添資料（法人・団体用）（別記様式第1号の3（その2））

(3) 含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（平24告示236・全改、平30告示78・一部改正）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受け付けた場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、近江八幡市民間建築物吹付けアスベ
スト等含有調査事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を、補助金の交付
の対象とならないと認めたときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有
調査事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ申請者に
通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するに当たり、必要があるときは当該補助金の交付
について条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更）

第9条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」と
いう。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければ
ならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更にあつては、申請者は、近江八幡
市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金事業内容変更申請書（別
記様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 補助金の額に変更が生じる場合の変更にあつては、申請者は、近江八幡市
民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付変更申請書（別記様式
第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項第1号の内容変更申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、
やむを得ないと認めたときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査
事業費補助金交付内容変更承認書（別記様式第6号）により、申請者に通知するも
のとする。

3 市長は、前項第2号の交付変更申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付変更通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（平24告示236・一部改正）

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業中止（廃止）届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（平24告示236・一部改正）

（完了実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金完了実績報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) 含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (3) 含有調査に要する費用に係る分析機関からの請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（平24告示236・一部改正）

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の完了実績報告書を受理したときは、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金確定通知書（別記様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、

近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（平24告示236・一部改正）

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（2） 補助金を交付目的以外に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（4） この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項各号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付取消通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（平24告示236・追加）

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、近江八幡市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金返還命令書（別記様式第13号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（平24告示236・追加）

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平24告示236・旧第13条繰下）

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業費補助金交付要綱（平成21年近江八幡市告示第168号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成24年告示第236号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成30年告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和元年告示第59号）

この要綱は、告示の日から施行する。